



情報ボックス

原稿の
締め切り日

10月号…8月22日(木)
11月号…9月18日(水)

※定員・申込などの記載がない
場合は申込不要
※携帯電話から本誌の市外局番の
ない番号にかけるときは、最初
に「072」を付けてください

記号の見方

関とき 関ところ 関内容 関講師 関出演 関対象 関定員
関費用 関無料 関持ち物 関整理券配布・チケット販売
関その他 関申し込み 関問い合わせ先 関メールアドレス
関一時保育あり(原則有料) 関申込要。詳細はお問い合わせください

お知らせ



世界の平和を願い黙とうを

広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分、長崎に原爆が投下された8月9日午前11時2分は原爆死没者に対し、また終戦記念日である8月15日の正午には戦没者に対して、ご冥福と世界の平和を祈念し、1分間の黙とうをささげましょう。

関人権室 ☎ 870・0441 FAX 872・2268

地域SOSカード登録情報の更新

地域SOSカードとは、皆さんの住所や主治医、緊急時の連絡先などの情報を記入するカードです。カードを筒に入れて自宅の冷蔵庫に保管することで、救急搬送時や大きな災害時などの救助活動に役立てます。また、ご登録いただいた情報は、地域で見守り活動を行う関係機関で活用します。

地域SOSカードの登録をしている人のうち、次の対象者に、社会福祉協議会から登録情報の変更の有無を確認する文書を発送します。変更の有無を

書いて、返送してください。

関北条・四条・住道・大東中学校区にお住まいの登録者 関登録情報は随時更新が可能です

関大東市社会福祉協議会 ☎ 874・1082、高齢介護室 ☎ 870・0472

大阪労働局からのお知らせ

毎月勤労統計調査に係る雇用保険・労災保険などの追加給付

ハローワークや労働基準監督署に登録されている住所や氏名などと現在の住所や氏名などが一致しないと思われる人は、「追加給付問合せ専用ダイヤル」まで連絡いただくか「追加給付に係る住所情報など登録フォーム」への入力(登録)をお願いします。



登録フォーム

追加給付問合せ専用ダイヤル

・雇用保険 ☎ 0120・952・807
・労災保険 ☎ 0120・952・824
・船員保険 ☎ 0120・843・547
☎ 0120・830・008

●受付時間 午前8時30分～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時15分まで) 雇用調整助成金などの支給を受けていた事業主

平成16年8月～22年度までに雇用調

整助成金などの支給を受けていた事業主は、追加給付の可能性ががありますので、大阪労働局助成金センターまで連絡をお願いします。なお、平成23年度以降に同助成金などの支給を受け、追加給付の対象となる事業主へは同センターからお知らせを送付します。

8月は「子ども110番」月間です

登下校時に子どもたちがトラブルに巻き込まれる事件を防ぐため、市では「子ども110番の家」運動を実施しています。



子ども110番の家では、もしものときに、子どもたちが助けを求めることができるよう、地域の協力家庭や店舗などが目印となる旗やステッカーを掲げています。

家庭や地域が一体となり、子どもたちを守りましょう！

「1人で遊ばない」「知らない人についていけない」など、犯罪から身を守る方法を教え、外出する際には防犯ブザーやホイッスルを持たせましょう。

子どもの様子をうかがう、車から子どもに話し掛けるなどの不審者を見かけたら、子どもを守り、すぐに警察に通報しましょう。

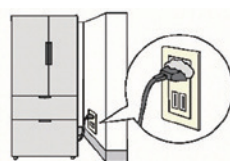
関生涯学習課 ☎ 870・9686

8月は電気使用安全月間です

夏は高温多湿になり電気火災が発生しやすいため、より一層の注意が必要です。この機会に、電気や電気製品の安全な取り扱いの知識を深めましょう。

電気火災を防ぐポイント

・たこ足配線をしない、許容量以上の電気機器をつなげない
・電気コードを家具などの下敷きにせず、束ねたまま、ねじれたまま使わない
・差し込みプラグとコンセントに緩みがないか点検する
・コンセントのプラグにほこりをためず、定期的に清掃する



コンセントのほこりと湿気に注意
手の届きにくい部分も忘れずに！

統計調査にご協力をお願いします

7月31日現在で、常用労働者1～4人を雇用する事業所を対象に毎月勤労統計調査「特別調査」を実施します。

8月上旬から対象調査区内の全事業所に統計調査員がお訪ねし、常用労働者数などを調査します。

●調査対象区域 寺川1・2・5丁目、御供田1丁目、泉町1丁目、平野屋1丁目

関府統計課 ☎ 06・6210・9200

合葬墓「虹の丘」(合葬式墓地)

飯盛霊園組合が管理を行う合葬式のお墓です。祭祀を引き継ぐ人が必要としませんので、単身者や承継者のいない人も、安心してお申し込みいただけます。

①関係市(大東・守口・門真・四條畷市)の市民、飯盛霊園墓所使用者、死亡時に関係市の市民だった埋蔵予定者の遺骨所持者②①以外の人

形式	内容	費用
合葬	直接、合葬室に埋蔵	5万円
合葬+個別安置	骨つぼに納めた状態で10年間安置した後、合葬室に埋蔵	①10万円 ②12万5千円
合葬+記名	虹の丘の名板に氏名などを刻字し、直接合葬室に埋蔵	①15万円 ②20万円
合葬+個別安置+記名	虹の丘の名板に氏名などを刻字し、骨つぼに納めた状態で10年間安置した後、合葬室に埋蔵	①20万円 ②27万5千円

①関 飯盛霊園組合が生活安全課の窓口にある使用許可申請書に必要書類を添えて、郵送または持参で飯盛霊園組合
0743・78・1195

明るい選挙 啓発ポスター募集

①自作、未発表のもので1人1点(数人の合作も可)。画用紙の四つ切りか八つ切り。色彩は自由 ②市内の小・

中学生、高校生 ●表彰Ⅱ入賞者には、表彰状と記念品を贈呈。入賞作品は返却不可(版權は主催者側に帰属)。小・中学生、高校生各都府県の応募総数に応じて定まった作品数を大阪府選挙管理委員会主催の「明るい選挙啓発ポスターコンクール」に応募します

①関 9月6日までに選挙管理委員会事務局 070・0764
主催Ⅱ選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会

J・COMチャンネルで 市の魅力をPRします

市長自ら「まちの案内人」として市内を巡り、イベントや企業、街のすてきな場所などを伝えます。

●番組名 J・COM



11ch「長つと散歩 北河内」 ①8月4日～14日の火曜日午後10時～10時23分、水曜日午前8時30分～8時53分、日曜日正午～午後0時23分(内容は全て同じです)
②関 戦略企画室都市魅力観光グループ 070・0442

墓参用臨時バスを運行

飯盛霊園組合では、お盆の墓参用臨時バスを左の表のとおり運行します。
●開門時間 ①8月11日(祝)～16日(金)：午前5時30分～午後8時、それ以外：午

前7時～午後7時

近鉄バス			
行先	行先	四條畷駅 ⇄ 飯盛霊園	
		運行日	時刻
〔行き〕	飯盛霊園	11～13日	10・14・15日
	四條畷駅	時刻	時刻
〔帰り〕	飯盛霊園	午前7時～正午	00 30 00
	四條畷駅	午前7時	38 38
	四條畷駅	午前8時～正午	08 38 38
〔行き〕	飯盛霊園	午後1時	08
	四條畷駅	時刻	時刻

①関 飯盛霊園組合 0743・78・1195

住道新橋の定期点検

JR住道駅東付近に位置する「住道新橋」は、毎年11月までの第3木曜日に定期点検を行っています。



点検時は通行止めとなり、ご通行の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

①関 8月15日(木)午後11時～16日(金)午前2時
②関 道路課 070・9674

不動産無料一般相談

市民の皆さんの不動産にまつわる困り事、悩みなどの解消をめざし、毎月第1・3木曜日に不動産無料一般相談を行っています。不動産取引に関するトラブル、隣地との境界や草木による問題など、何でもご相談ください。

①関 8月19日(月)・9月2日(月)午後1時～4時(1回30分以内) ②関 市役所
③関 申園住宅都市政策課 070・0483



児童扶養手当・特別児童扶養手当の請求と現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人へ

受給資格などの認定を受けた人は、毎年8月に現況届などを提出することが義務付けられています。



現況届などの案内は、児童扶養手当の受給者（支給停止者を含む）には7月末に、特別児童扶養手当の受給者（支給停止者を含む）には8月8日に送付しますので、必要な書類を添えて必ず期限までに提出してください。なお、現況届などを提出しないと、児童扶養手当は翌年1月期（11～12月分）、特別児童扶養手当は12月期（8～11月分）以降の手当が受けられなくなります。

一定要件に該当している受給者は、児童扶養手当について、毎年、一部支給停止適用除外事由届出書を提出す

る必要があります。対象者には、関係書類を送付しますので、現況届提出時に合わせて必ず提出してください。また、平成30年度全部停止であった対象者も令和元年度分として、現況届の提出と同時に適用除外事由届出書の提出が必要です。

児童扶養手当の現況届の受付は8月1日（休）から、特別児童扶養手当の所得状況届の受付は8月9日（金）から行います。

8月は手当の支払月です

児童扶養手当と特別児童扶養手当は、8月9日に指定された金融機関に振り込みます。

必要な書類など、詳しくはお問い合わせください



児童扶養手当とは

支給要件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母、または児童を監護し、かつ生計を同一にしている父、または母・父に代わって児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）が受給できます。また、他の公的年金、遺族補償の受給状況・所得制限といった一定の条件があります。支給要件・所得制限など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



〈受給資格が喪失する場合〉

- ①受給者または児童が日本国内に住所を有しないとき
②児童が児童福祉施設などに入所したとき、里親に預けられたとき
③児童が父（母が受給者の場合）または母（父が受給者の場合）と生計同一となったとき
④父ま

たは母が婚姻したとき（婚姻届は提出していないが、生活などを共にし、事実上婚姻関係にあるときを含む）
⑤児童を養育・監護しなくなったとき

特別児童扶養手当とは

政令に規定する障害の状態にある20歳未満の児童を家庭で養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）が受給できます。また、ほかに公的年金の受給状況・所得制限といった一定の条件があります。

●必要な書類＝対象となる児童の診断書、戸籍謄本、請求者の口座、印鑑など。詳しくは子ども室で説明します



岡子子ども室子ども支援グループ ☎ 870・9655 FAX 872・2189



表紙の隠れ
ダイトンの解答

操作室の扉付近

社会福祉基金

●大東市伝統芸能 江州・河内音頭連合会から1万91円 ●大東市グラウンド・ゴルフ連盟から5300円

善意銀行

●自彊術体操クラブから福祉事業にと3千円

寄贈

●株式会社双葉化学商会大東市学校警備労働組合から福祉事業にと3千円
●故漕江得郎さん、故漕江光子さんの遺志を継いで漕江桂子さんから、福祉事業にと千円 ●大東の小天狗さんから福祉事業にと千円

仕事の一環として、飯盛城跡の説明板1枚・平野屋新田会所跡の説明板2枚（22万5千円相当）と、薬物乱用防止教育の推進など教育振興の一部として、薬物乱用防止パンフレット小学生用1500部（12万9600円相当）